

別府議員 1001 作成部局 公営企業局 No.1

質問要旨 庁内調整、比較案作成、(仮称)技術支援
会議のその後の進捗状況、本年度予算の執行状況は
どのようになっているのか。

答弁要旨

武庫分区雨水貯留管整備事業につきましては、昨年度に施工場所周辺住民の皆様から寄せられた多くの意見を真摯に受け止め、4月以降、下水道部内において貯留管チーム会議を立ち上げ、山手幹線、尼崎宝塚線の基本ルートに近接し、施工基地に適した用地の調査を実施し、有識者から個別にアドバイスをいただくと共に、市内部で関係部署と連携を深めながら、現計画案と比較検討できる複数の案の作成に向けた取り組みを進めているところです。

なお、今年度予算については、比較案検討業務委託の発注準備を進めているところであり、6月末から7月頃に執行を予定しております。

以上

質問要旨 住宅耐震改修促進事業の予算執行率が低いことについて、何が原因と考えているのか。

答弁要旨

本市におきましては、住宅耐震化関連事業といたしまして、昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅を対象として、簡易耐震診断推進事業、住宅耐震改修促進事業等の補助を行い、既存の民間住宅の耐震化を促進し、安全・安心なまちづくりの推進に努めております。

ご指摘の予算執行率の低い理由といたしましては、所有者から

- ①耐震改修費用が高額になり調達が困難なこと。
- ②所有者が耐震診断を受けても、耐震改修ではなく、建替えを考えられること。
- ③借家や共同住宅において権利者間で耐震改修工事に対する合意形成が困難なこと。

などのご意見を頂いており、こうしたことが、予算執行率の低い原因と考えております。

以上

質問要旨

持ち家がある場合、生活保護を受給できる条件は。また、本市で持ち家がある保護受給中の世帯、及び人数は。

答弁要旨

生活保護法第4条で保護は、「その利用しうる資産、能力その他あらゆるものをその最低生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定められています。ただし、保護の実施要領において、例外として、「現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっている」場合は保有を認めるとしており、当該世帯の居住の用に供される家屋については、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものを除き保有を認めるものとされています。

本市では、平成31年4月時点で、全被保護世帯13,837世帯中、土地・家屋を保有している世帯は163世帯、世帯員数は211人となっています。(以上)

別府議員 2001 作成部局 公営企業局 No.1

質問要旨 同じコンサルティング会社へ依頼するのは時間がない、事情が分かっているという理由なのか。また、7月から1月までの期間で委託費は、3,000 万円で発注する予定か。

答弁要旨

当該業務委託につきましては、新たな工事用地の選定を市で行い、施工計画、構造計算、数量算出、工期算出、工事費の積算といった作業を業者へ委託するものでございます。

現計画案を含めた複数案について正確な比較を行うためには、現計画案の前提条件を活用し、また統一した考え方で複数の案を作成する必要があることから、当該業務委託につきましては、現計画案を作成した業者への発注を予定しております。

また、委託は契約前の段階であり、発注額をお答えすることができません。

以上

質問要旨 技術支援会議の構成員とそのアドバイス内容についての開示は、行わないのか。その理由は。会議の位置づけは、今回の見直しについて重要な立ち位置にあるのか。

答弁要旨

貯留管チーム会議については、下水道部の職員を中心としたメンバーで構成し、適宜有識者に入っただき、アドバイスを受けながら進め^{ていきたいと考えています。}

構成員や会議の内容等につきましては、中立性や公平性を損なう恐れがある部分については不開示とします。

こうした形態での会議を重ねることで、現計画案を含む複数案の作成、比較検討を行い、貯留管工事の着手に向け、着実に取り組みを進めていきたいと考えております。

以上

質問要旨 確定したスケジュールは、市民にいつ頃公表されるのか。

答弁要旨

住民ヒアリングについて、まずは新しい案での工事場所周辺住民の皆様に対して行っていく必要があると考えており、その新しい施工場所の土地所有者や管理者等との一定の協議を踏まえた後の説明になるものです。

そのため、今後のスケジュールの設定は、そうした協議の進捗状況を踏まえて定めていく考えのため、まずは、現時点での予定を6月中にホームページで公表し、順次確定していくスケジュールを、その都度更新して公表して参り

たいと考えています。

以上

質問要旨 周辺住民へのヒアリングは、いつからどのような方法で聴取していくのか。住民からの意見を真摯に受け止め誠意ある対応をしていると考えているのか。

答弁要旨

施工基地候補地の土地所有者等との協議を踏まえ、技術的に施工が可能かどうかの検討を行った後、9月以降にその場所毎に応じて、周辺住民の方に集まっていたヒアリングを行い、そのヒアリングで寄せられた住民の意見も含めて検討を行い、工事計画案を取りまとめて参ります。

また、^{昨年度までに実施した}説明会等で意見を寄せられた住民の方からも4月以降、度々問い合わせがあり、その都度、個別に現状や今後の進め方について丁寧に説明させて頂いているところです。

以上

別府議員 2005 作成部局 公営企業局 No.1

質問要旨 公共施設候補地の選定基準はどのような規定を設けているのか。

答弁要旨

施工用地としての選定に当たりましては、施工基地として必要な面積が確保でき、基本ルートからの距離が近く、資材搬出入が可能であり、経済的にも有利といったことが条件になりますが、それに加え、これまで市に寄せられた住民意見もできる限り反映させる考えであります。

以上

質問要旨 兵庫県発行の「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画」において、他市は浸水が生じないことを目標としているのに対して、尼崎市のみが、「雨水整備水準を年超過確率1/10の規模の降雨対応に引き上げる」ことのみを目標としているのはなぜか。

答弁要旨

兵庫県発行の「阪神西部地域総合治水推進計画」は、流域圏全体で防災力の向上を目指す総合治水の取組みを示すものであります。

その中で尼崎市は、表記の違いはあるものの、当計画の主旨として、他市と同様に「浸水が生じないこと」を目標としているのは当然であり、尼崎市としての下水道対策について雨水整備確率を詳細に記載したものであります。

以上

質問要旨 比較案検討において(1)本来の浸水対策の目標値の検討や2万 m³ から変更は考えたのか。(2)立花・三反田地域での内水氾濫を防ぐことが出来るようになったのか。(3)校庭貯留やポンプ設備増強等を含めた検討はなされたのか。

答弁要旨

尼崎市の下水道事業は、市内の雨水整備水準を一律、10年確率降雨に引き上げ、1時間当たり51.7mmの雨による浸水被害の解消と10年確率降雨以上の雨による被害軽減を目的に取り組んでいるところでございます。

その中で立花・三反田地域を含む武庫分区については、河川管理者との協議の結果、ポンプ能力の増強での対応はできないため、貯留管を整備する必要がございます。

貯留管の整備条件としましては、山手幹線と尼崎宝塚線を基本ルートとすることと、2万立方メートルの貯留量を確保する必要があり、この条件を変更する考えはございません。

(次ページに続く)

また、校庭貯留を含む表面貯留施設については、河川、下水道への雨水の集中的な流出の抑制を図る有効な取組みではありますが、その抑制効果は、施設を設置した場所のみで、武庫分区全体に降った雨の集水を目的とする貯留管とは別の対策として、総合治水の考え方のもと整備を推進してまいります。

以上

質問要旨 原案との比較として、どのようなポイントに絞って代替え案を作成していくのか。立坑の代替え地のみを探しているだけではないのか。

答弁要旨

これまでは、経済性や土地の形態による早期工事着手の可否を優先して現計画案を取りまとめてきましたが、新たな比較検討案においては、それらの観点に加え、工事場所周辺住民への生活に与える影響などについて、今までに市に寄せられた意見を反映しつつ、立坑用地についてはシールドマシンの残置方式なども含め、比較検討して参ります。

以上

別府議員 2009 作成部局 公営企業局 No.1

質問要旨 比較案においては、【工事期間の短縮が見込まれる】【生活道路より離れた】【街区公園ではない場所】での工事が可能なのか。また、可能であればその理由は。

答弁要旨

現計画案に対する比較検討案の作成に当たっては、今まで市に寄せられたご意見等を集約した三点について十分に考慮して、工事の実施が可能となる案の作成に努めて参りたいと考えております。

以上

質問要旨 「簡易耐震診断推進事業」の診断結果において、安全性が低いと判断された建物の棟数と定義はどうなっているのか。また、戸数について認識されているのか。

答弁要旨

簡易耐震診断結果につきましては、住宅の耐震性を示す「評点」で算出され、その数値が「1.5 以上:安全」「1.0 以上 1.5 未満:一応安全」「0.7 以上 1.0 未満:やや危険」「0.7 未満:危険」の4ランクに区分されます。

この診断結果に基づき、評点が 1.0 未満となる建物で、ランクでは「やや危険」及び「危険」が「安全性が低い」と定義しております。

また、この事業を開始した平成 17 年度から平成 30 年度までに簡易耐震診断を行った 896 棟、3,394 戸のうち安全性が低いと判断された建物は 826 棟、3,054 戸となっております。

以上

質問要旨 耐震診断の申請数から、耐震診断の結果、審査に合格した棟数は、どれくらいの割合でしょうか？また、耐震診断は行ったがそれが耐震改修促進事業に繋がらない理由はどこにあるとお考えでしょうか？

答弁要旨

ご質問の安全性が認められた建物は、全数の約 8%でございます。

また、耐震改修促進事業に繋がらない理由といたしましては、先ほどご答弁しましたとおり、耐震改修費用が高額になり調達が困難なことや、耐震改修ではなく建替えを選択されることが理由と考えております。

以上

質問要旨 今現在、代理受領できない理由、また、代理受領を行う事による問題点は何でしょうか？

答弁要旨

代理受領は、金融実務において慣行的に行われている方法で、申請者が補助金額を差し引いた工事費を事業者に支払いすることとなることから、申請者の資金調達の費用負担が軽減され、申請者に利点があり、申請者と事業者の双方の同意があれば、実施可能であると考えております。

しかしながら、代理受領を実施するにあたっては、

- ①事業者による不正受給が行われる可能性がある
 - ②制度上事業者が補助金を受領するまで通常の補助より時間を要する
 - ③事業者が、工事費と補助金の差額を、適正に申請者に請求されているか
- といった課題があります。

(次ページへ続く)

こうした課題を整理し、すでに実施している他都市の事例も参考に、現在実施に向けて検討を進めているところであります。

以上

質問要旨 代理受領の問題点として事業者による不正受給が懸念されるがこの点は、銀行振込用紙や領収書の原本確認でカバーできるのではないのでしょうか？
この問題点は、解決できるものではないのでしょうか？
若しくは他にも問題点がありますか？

答弁要旨

ご指摘のとおり、事業者の不正受給については、契約書の原本の確認や、その契約書に基づく請求金額を銀行の振込用紙や領収書の原本確認等でカバーできると考えておりますが、その他にも、先ほど申し上げたとおり課題があることから、この課題解決の方法を、現在検討しているところであります。

以上

別府議員 2014 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 遅くとも次年度からの取組は可能でしょうか？出来なければその理由もお聞かせください。

答弁要旨

代理受領制度は申請者の資金調達の負担を軽減できる制度であることから、来年度の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上

別府議員 2015 作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨 生活保護受給者の自宅の所有が認められることについて、納税者へどう説明するのか。

答弁要旨

資産の活用については、処分価値が利用価値に比べて著しく大きいと認められる場合は、売却を求め、保護を開始している場合は、^{それまで}保護に要した費用の返還を求めることとなります。

一方、例えば、現に居住の用に供しており、売却代金よりも、売却に要する経費が高い場合や処分するよりも保有している方が、その後の生活維持や自立助長に効果があると認められる場合などにおいては、「保有を認めること」とされているものでございます。

以上

質問要旨

被保護者が死亡した後、その所有権はどうなるのか。
保有している持ち家の所有権は、国や本市に帰属できないのか。

答弁要旨

家屋を所有している被保護者が死亡した場合は、民法に基づきその家屋の所有権は相続人に帰属することとなります。

以上

質問要旨

相続人が相続放棄した物件は、どうなりますか。

答弁要旨

保健福祉センターでは、被保護者が死亡した際には、その親族に連絡を行っており、相続人である親族は、被保護者の死亡を知った日から3か月以内に相続放棄しなければ、被保護者の所有していた家屋は、単純相続されることとなります。

一方、相続権のある親族が全員、相続放棄した場合、利害関係人又は検察官が相続財産管理人の選任申立てを行うことで、清算が行われ、最終的に、残った財産は国庫に帰属することとなります。

以上

質問要旨 相続放棄によって、空家が所有者不在で管理不全となることを未然防止できないか。

答弁要旨

相続放棄が成立しますと、相続放棄をした者は、空家等特別措置法に基づく措置命令等の対象ではなくなりますが、民法には「相続放棄をした者は、新たな管理者が管理を始めるまで、自己の財産と同一の注意をもって管理を継続しなければならない」ことが規定されております。

しかし、相続放棄後は管理意識が薄くなり、管理不全に陥る可能性があることから、従前の所有者及び相続人の管理意識の向上や、そもそも空家になる前に相続など建物の引継ぎ方法を決めておくこと、また、将来的な利活用等の検討を促すことが非常に重要となっております。

そのため、関係団体と協力しながら、住宅所有者への啓発や利活用支援といった、空家の発生抑制につながる取り組みに、より一層力を入れていきたいと考えております。

以上